

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月八日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十九年秋田県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第二（第八条関係） 実費弁償</p> <p>一 令第四条第一号から第四号までに規定する者</p> <p>(一) 日当</p> <p>(1) 医師及び歯科医師 一人一日当たり二万二千四百円以内</p> <p>(2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 一人一日当たり一万五千四百円以内</p> <p>(3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 一人一日当たり一万五千百円以内</p> <p>(4) 救急救命士 一人一日当たり一万五千八百円以内</p> <p>(5) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり一万六千八百円以内</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(二)・(三) 略</p> <p>二 略</p>	<p>別表第二（第八条関係） 実費弁償</p> <p>一 令第四条第一号から第四号までに規定する者</p> <p>(一) 日当</p> <p>(1) 医師及び歯科医師 一人一日当たり二万二千二百円以内</p> <p>(2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 一人一日当たり一万五千二百円以内</p> <p>(3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 一人一日当たり一万四千九百円以内</p> <p>(4) 救急救命士 一人一日当たり一万五千七百円以内</p> <p>(5) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり一万六千六百円以内</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(二)・(三) 略</p> <p>二 略</p>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。